

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 8 月 2 8 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門長 廣瀬 太郎

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 和歌山県等漁業漁獲物調査業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務に履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 6 2 7
F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1
 - ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「和歌山県等漁業漁獲物調査業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。
 - ③ メールによる交付
任意書式に「和歌山県等漁業漁獲物調査業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 9 月 1 0 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全

員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

- 5 . 証 明 に 関 す る 事 項
- (1) 証 明 書 等

(2) 提 出 場 所

(3) 提 出 期 限
- 競争参加者は、上記2 . (5)を証明する証明書等を提出しなければならない。
入札説明書による。
3 . ①に同じ。
令和 8 年 9 月 2 5 日 1 7 時 0 0 分

6 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

- (1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所
- 令和 8 年 1 0 月 5 日 1 4 時 0 0 分
神奈川県横浜市金沢区福浦2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 ビデオライブラリー室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所
- 令和 8 年 1 0 月 5 日 1 2 時 0 0 分
3 . ①に同じ。

7 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 免除。
- (3) 入 札 の 無 効
- 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
- 要。
- (5) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

- (1) 公表の対象となる契約先
- 次の①及び②いずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1とし
て再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
- 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契

- 約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件名 和歌山県等漁業漁獲物調査業務
2. 業務目的 本業務は、小型鯨類の組成や資源量を把握するため、和歌山県等に水揚げされるいるか漁業及び基地式捕鯨業の漁獲物調査を行う。
3. 業務場所 (1) 和歌山県東牟婁郡太地町
(2) 岩手県下閉伊郡山田町並びに静岡県伊東市及び伊豆市の漁港、魚市場、港外など、一連の水揚げ作業が行われる地域
4. 業務期間 自) 令和8年11月10日
至) 令和9年 3月26日
上記の期間のうち、調査のための現地滞在期間は以下のとおりとする。
①和歌山県東牟婁郡太地町
令和8年11月10日～令和9年2月28日
※令和8年12月25日～令和9年1月5日は除く。延べ99日間程度
②岩手県下閉伊郡山田町並びに静岡県伊東市及び伊豆市
令和9年1月6日～3月19日 延べ14日間程度
5. 業務内容
(1) 和歌山県東牟婁郡太地町
別途指示する調査要領に従い、和歌山県東牟婁郡太地町の市場に水揚げされるいるか漁業（追い込み漁業及び突きん棒漁業）、基地式捕鯨業の漁獲物調査を行う。4. 業務期間で示す現地滞在期間中の調査員は基本的に2名配置を原則とする。対象鯨種は以下のとおりとする。
【対象鯨種】
追い込み漁業：オキゴンドウ、マゴンドウ、ハナゴンドウ、ハンドウイルカ、スジイルカ、マダライルカ、カマイルカ、カズハゴンドウ、シワハイルカ
突きん棒漁業：ハナゴンドウ、ハンドウイルカ、スジイルカ、マダライルカ、カマイルカ・オキゴンドウ等
基地式捕鯨：マゴンドウ

①生物調査

漁業者への聞き取りや無線等により操業状況の確認を行い、漁業が実施されている場合は、

実施地点へ赴き、捕獲の有無にかかわらず、出漁隻数、NGOの有無、漁業実施時刻、発見された鯨種、捕獲方法、水温、混獲情報、その他必要と思われる情報を調査・記録し、週報にて報告する。

対象鯨種が捕獲された場合は、捕獲鯨種、各鯨種群の頭数及びその内訳、捕獲累計数並びに残存数を調査し、記録する。生物調査が可能である捕獲された鯨体に関して、識別できるよう標識を装着し、体長測定、性別判定を行い、記録する。鯨種毎に全身の写真撮影を行う。雌の場合には泌乳や妊娠の有無を確認し、妊娠個体では胎児を確保し胎児の体長・体重測定、性別判定及び写真撮影を行う。記録は全て「記録用紙」に記録する。

②標本採取

生物調査が可能である捕獲された鯨体のうち、調査要領に従って、生殖腺、表皮、歯を含む下顎、水晶体（以下、標本とする。）の採取を行う。さらに担当職員より指示があった鯨種・採取部位に関して、追加で標本採取を実施する場合がある。採取した標本については、調査要領に従って処理を行う。処理を行った標本については、当所所有の冷凍庫に冷凍保管または、ホルマリンもしくはエタノール液浸保管とし、2回（年末及び業務終了後を想定）に分けてまとめて当所に送付すること。送付費用は当所で負担する。本業務により発生した廃棄物等については、関係法令に基づき、請負業者の責により適切な処理をすること。

③定期報告（週報）

請負者は毎週月曜日に調査状況（前週の生物調査及び標本採取）を報告するほか、担当職員の求めに応じて報告するものとする。

④その他共通事項

上記の実施にあたっては、漁業を妨げないよう十分に留意して行うこと。詳細については、別途調査要領等に示す。

（２）岩手県下閉伊郡山田町並びに静岡県伊東市及び伊豆市

岩手県下閉伊郡山田町並びに静岡県伊東市及び伊豆市の市場に水揚げされるいるか突きん棒漁業の漁獲物調査を行う。現地滞在期間は、漁獲の盛期のうち担当職員が指示する期間（延べ日数）とする。調査員は1名以上の配置とする。

【対象鯨種】

突きん棒漁業：イシイルカ、ハンドウイルカ、オキゴンドウ等

調査内容は、（１）の①から④に準じ水揚げされた頭数・性別・体長を記録、可能な範囲での歯・生殖腺・DNA 試料の採取を行なうが、詳細については、別途調査要領等に示す。

6. 応札者条件

本業務を実施する調査員は、調査対象の鯨種判定を確実に行うことができかつ鯨類の生物調査や標本採取を実施した経験がある者とする。なお、①和歌山県東牟婁郡太地町 令和8年11月10日～令和9年2月28日（令和8年12月25日～令和9年1月5日は除く。）期間中、業務場所に配置する調査員は基本的に2名以上とする。①以外の期間・場所に配置する調査員は1名配置でも構わない。調査時期については担当職員の指示に従うこと。

7. 納品物

- （１）調査記録をまとめた電子ファイル（Excel 等）
- （２）調査記録をまとめた写真データ
- （３）生物調査記録書（紙媒体）
- （４）標本

※（４）は、２回（年末及び業務終了後を想定）に分けてまとめて、それ以外は業務終了後にまとめて納品すること。（１）及び（２）については、ウィルスチェックを行った電子媒体（HDD 等）に格納して納品すること。

8. 納品物期限

令和9年3月26日

9. その他

（１）本業務に必要な資材は請負者が準備すること。ただし、現在業務場所に当所の担当職員が使用かつ保管している資材については、使用しても構わない。

（２）請負者は、本業務の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

（３）本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、担当職員と請負者が協議を行うものとする。

（４）特別に了承された場合を除いて、請負者は業務以外の標本採取を行なうことはできない。